

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和国				
②名称	China National Intellectual Property Administration (CNIPA)				
③所在地	6, Xitucheng Lu Jimenqiao Haidian District 100088 Beijing				
④連絡先	(電話) (86 10) 62 08 31 14 (FAX) (86 10) 62 01 96 15				
	(E-mail) (only for comments and suggestions concerning web server content and operation) sipo@sipo.gov.cn (internet) http://english.cnipa.gov.cn/				
⑤組織の長	Commissioner:				
	Mr. SHEN Changyu (申長雨)				
⑥沿革	(1) 第6期(1984年)全国人民代表大会常務委員会第4回会議で「中華人民共和国専利法」が審議決定され、1985年4月1日から施行された。				
	(2) 1985年3月15日に中国はパリ条約に加盟した。				
	(3) 1989年に集積回路に関する知的財産に関する条約の締結国となり、2001年10月1日に施行された。				
	(4) 1992年に第一次改正専利法が公布され、1993年1月1日に施行された。				
	(5) 1994年1月1日に「特許協力条約(PCT)」に加盟した。				
	(6) 2000年に第二次改正専利法が公布され、2001年7月1日に施行された。				
	(7) 2001年12月20日にコンピュータソフトウェア保護条例が公布され、2002年1月1日に施行された。				
	(8) 2008年12月27日に第三次改正専利法が公布され、2009年10月1日に施行された。				
	(9) 2010年2月1日に専利法実施細則及び専利法審査指南が施行された。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、半導体集積回路の回路配置の保護、不正競争防止、営業秘密				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1980/6/3	1992/10/15			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1985/3/19		1993/4/30	
	ロカルノ	TLT		WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	1996/9/19			2007/6/9	39242
		ヘーグ			
	ブタペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	1995/7/1				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
1989/10/4	1995/12/1	1994/1/1		1994/8/9	
ストラスブール	ウィーン	WTO			
1997/6/19		2001/12/11			

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和国					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	1,381,594	1,542,002	1,400,661	1,497,159
		(内 外国出願)	135,885	148,187	157,093	152,342
		(内 日本から)	40,908	45,284	48,867	47,862
		(内 PCTルート)	80,301	84,297	89,249	87,954
	実用新案	全数	1,687,593	2,072,311	2,268,190	2,926,633
		(内 外国出願)	7,786	8,451	8,425	7,759
	意匠	全数	628,658	708,799	711,617	770,362
		(内 外国出願)	17,841	19,702	19,846	18,023
		(内 日本から)	3,756	4,203	3,949	3,424
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	420,144	432,147	452,804	530,127
		(内 外国出願)	93,174	86,188	91,885	89,436
		(内 日本から)	31,090	28,094	30,401	28,955
		(内 PCTルート)	58,928	51,835	56,376	56,918
	実用新案	全数	973,294	1,479,062	1,582,274	2,377,223
		(内 外国出願)	5,878	7,303	8,069	8,572
	意匠	全数	442,996	536,251	556,529	731,918
		(内 外国出願)	16,554	18,558	17,247	20,359
		(内 日本から)	3,536	4,024	3,558	4,067
	(出典): WIPO IP Statistics					

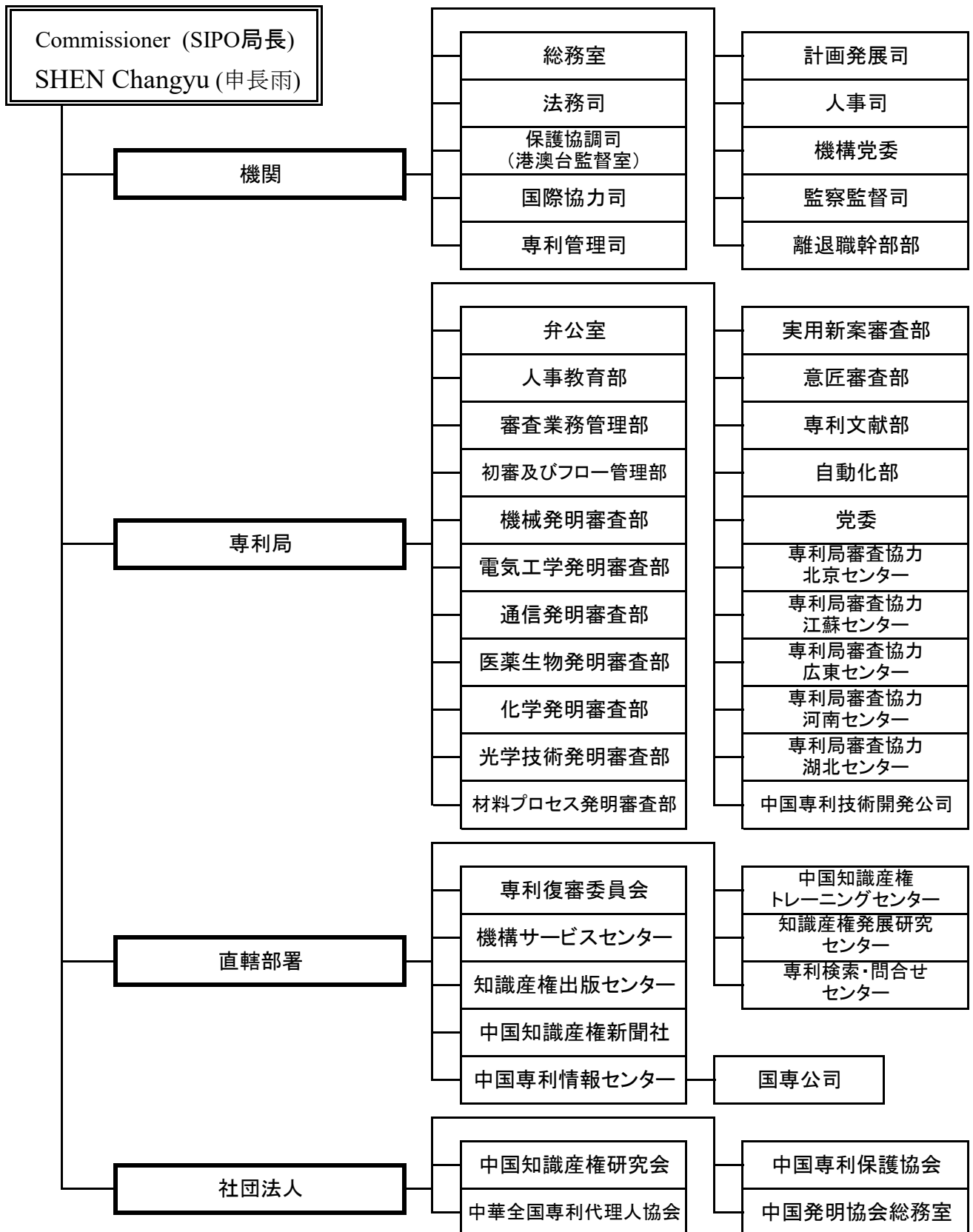
①国名

People's Republic of China (CN)

中華人民共和國

⑫ 組 織

<組織図> Patent Office(国家知識産権局)は、State Council (國務院)のSIPOの下部組織である。



(出典): SIPO HP (2012年電子年報、2013.5.31発行)

URL: www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2012/

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年10月1日施行(2008年改正法)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内のみ。中国において付与された特許は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(法人、自然人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは特許代理機構に委任しなければならない。(特許法第19条)
	⑦出願言語	中国語。(特許法施行規則第40条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日から20年。 (特許法第42条、第39条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第22条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。(特許法第24条) (1) 中華人民共和国政府が開設又は承認の国際博覧会における展示 (2) 指定の学術会議又は技術会議での初めての開示。 (3) 出願人の同意を得ない他人による開示。
	⑪非特許対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学的発見 (3) 知能活動の規則及び方法 (4) 疾病の診断及び治療方法 (5) 動物及び植物の品種 (6) 原子核変換の方法を用いて得られる物質 (7) 不法に入手又は取得した遺伝資源により完成された発明。 (特許法第5条、第25条(1)～(5))
	⑫実体審査の有無及び審査項目	有。審査対象の出願と同一の発明について対応外国出願が行われている場合には、SIPOは当該出願に関する情報の提供を求められることができる。正当な理由なく提供しないときは取下げたものとみなされる。具体的には、外国特許庁でされた調査報告書や拒絶理由通知及びそれに対応して出願人が提出した補正書、審査時に審査官が提示した引用文献が含まれる。SIPOにおいては、提出された文書を考慮して更に先行技術調査を行う。 (特許法第36条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日(優先権があるものは優先日を指す)から3年以内に行わなければならない。なお、国務院特許行政部門は必要と認めるときは、審査請求がなくても、独自に発明特許の出願について実体審査を行うことができる。 (特許法第35条、規則第11条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。しかしながら、特許法第35条には、国務院特許行政部門は、職権により特許発明出願について実体審査を行うことができることが規定されている。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第34条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、公開日から権利付与の公告日まで何人も意見書を提出することができる。 (実施細則第48条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許権付与の公告の日から無効審判を請求することができる。 (特許法第45条)
	⑱実施義務	有。特許権付与日から3年、かつ特許出願日から4年。この期間における不実施又は実施が不十分なときは、強制実施権設定の対象となる。(特許法第48条)

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2009年10月1日施行(2008年改正法) (特許法の中に「実用新案特許」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内。中国において付与された実用新案特許は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは特許代理機構に委任しなければならない。(特許法第19条)
	⑦出願言語	中国語。
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から10年。 (特許法第42条、同第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第22条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。(特許法第24条) (1) 中華人民共和国政府が開設又は承認の国際博覧会における展示 (2) 指定の学術会議又は技術会議での初めての開示。 (3) 出願人の同意を得ない他人による開示。
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反する発明 (2) 科学的発見 (3) 知能活動の規則及び方法 (4) 疾病の診断及び治療方法 (5) 動物及び植物の品種 (6) 原子核変換の方法を用いて得られる物質。 (特許法第5条、第25条(1)~(5))
	⑫実体審査の有無及び審査項目	無。※方式審査、並びに考案の単一性に適合するか及び考案がそれ自体明らかな不登録対象に該当しないかの予備審査のみ。(特許法第40条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第40条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後に公告(公開)される。 (特許法第40条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第45条)
	⑱実施義務	有。特許権付与日から3年、かつ特許出願日から4年。この期間における不実施又は実施が不十分なときは、強制実施権設定の対象となる。(特許法第48条)

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
⑱費用 単位 CNY (元)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料 500 CNY
		優先権主張料 80 CNY
		登録料 205 CNY
	[実用新案の権維持に掛かる費用] 年金	1年－3年次 600 CNY(毎年)
		4年－5年次 900 CNY(毎年)
		6年－8年次 1,200 CNY(毎年)
		9年－10年次 2,000 CNY(毎年)
⑳料金減免措置 の有無	有。次の3つのケースが規定されている。	
	(1) 全額を納付困難な中国人民は、次の費用の減額を請求することができる。	
	(i) 特許出願料: 85%減額	
	(ii) 拒絶査定不服審判請求料: 80%減額	
	(iii) 登録後の3年以内の年金: 85%減額	
	(2) 全額を納付困難な中国企業は、次の費用の減額を請求することができる。	
	(i) 特許出願料: 70%減額	
	(ii) 拒絶査定不服審判請求料: 60%減額	
	(iii) 登録後の3年以内の年金: 70%減額	
	(3) 2人又はそれ以上の個人が共同で出願したときは、全額を納付困難な場合には費用の減額を請求することができる。	
減額の基準は、企業の減額基準と同様である。		
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。	

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
意匠制度	②最新の意匠法施行年月日	2009年10月1日施行(2008年改正法) (特許法の中に「意匠特許」として規定されている)
	③地理的効力の範囲	中華人民共和國大陸。中国において付与された意匠特許は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力が及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。中国に居所又は営業所を有しない外国人は、出願の事務手続きは特許代理機構に委任しなければならない。(専利法第19条)
	⑦出願言語	中国語。
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	公告の日から効力が発生し、出願日又は優先日から10年。 (専利法第40条、第42条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (専利法第23条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。展示又は開示の日から6月。(特許法第24条) (1) 中華人民共和國政府が開設又は承認の国際博覧会における展示 (2) 指定の学術会議又は技術会議での初めての開示。 (3) 出願人の同意を得ない他人による開示。
	⑪不登録対象	平面印刷の模様、色彩又は両者の組合せにより主に標識に用いるデザイン。 (専利法第25条(6))
	⑫実体審査の有無	無。※初歩審査において、方式事項のほか、意匠が明らかに不登録対象に該当しないか単一性、明らかな新規性欠如等の実体審査が審査対象 (専利法第40条、専利法実施細則44条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (専利法第40条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。分割できない、又は単独では使用できない製品の局部の設計の部材は、意匠専利の保護客体に該当しない。
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (専利法第31条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (専利法第31条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録後に公告(公開)される。 (専利法第40条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。 (専利法第45条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
	②④費用 単位 CNY (元)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 500 CNY 優先権主張料 80 CNY 登録料 205 CNY [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 1年－3年次 600 CNY(毎年) 4年－5年次 900 CNY(毎年) 6年－8年次 1,200 CNY(毎年) 9年－10年次 2,000 CNY(毎年)
	②⑤料金減免措置 の有無	有。次の3つのケースが規定されている。 (1) 全額を納付困難な中国人民は、次の費用の減額を請求することができる。 (i) 特許出願料: 85%減額 (ii) 拒絶査定不服審判請求料: 80%減額 (iii) 登録後の3年以内の年金: 85%減額 (2) 全額を納付困難な中国企業は、次の費用の減額を請求することができる。 (i) 特許出願料: 70%減額 (ii) 拒絶査定不服審判請求料: 60%減額 (iii) 登録後の3年以内の年金: 70%減額 (3) 2人又はそれ以上の個人が共同で出願したときは、全額を納付困難な場合には 費用の減額を請求することができる。 減額の基準は、企業の減額基準と同様である。

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國
②名称	China National Intellectual Property Administration (CNIPA) Trademark Office (中国商標局)
③所在地	1 Chama Nanjie, Xichengqu 100055 Beijing
④連絡先	(電話) (86 10) 63 21 95 91 (FAX) (86 10) 68 03 78 22 (E-mail) tonglei_1@cnipa.gov.cn (internet) http://www.saic.gov.cn/english/Home/
⑤組織の長	Director General: Mr. Cui Shoudong
⑥沿革	(1)1949年10月21日、中央人民政府政務院財政經濟委員会が設立され、私営企業局を開設するとともに、各大中都市が新たに工商局を設立し、主に私営工商業を管理することになった。 (2)1950年7月28日、政務院より「商標登録暫行条例」が公布され、同年9月28日に中財委より「商標登録暫行条例実施細則」が公布された。 (3)1952年11月、財務院の許可を得て、中央私営企業局と外資企業局が合併し、中央工商行政管理局が設立された。 (4)1970年7月1日、中央工商行政管理局は、商業部と食糧部と購買販売協同総組合と合併し、商業部になった。 (5)1975年5月、商業部に工商管理局が設立され、主に工商行政管理業務を担当することになった。 (6)1978年、国務院より「工商行政管理総局の設立に関する通知」が公布され、商標局が設立された。 (7)1982年7月、国務院が機構改革のため、「中華人民共和國工商行政管理総局」から「中華人民共和國国家工商行政管理局」に変更された。 (8)1982年08月23日、第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において「中華人民共和國商標法」が採択された。次に、1993年02月22日、第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議における「中華人民共和國商標法改正に関する決定」による第一次改正が行われた。 (9)1985年03月19日に「パリ条約」に加盟した。 (10)2001年4月5日、「国家工商行政管理総局」に変更し、部長級に昇格された。 (11)2001年10月27日、第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議における「中華人民共和國商標法改正に関する決定」による第二次改正が行われた。 この2001年の改正により、商標として登録できる対象が拡大され、商標として登録できないものに関する規定が拡大され、周知商標の保護に関する規定が導入された。 (12)2013年8月30日に改正された中華人民共和國商標法が2014年5月1日より施行された。
⑦所管	商標

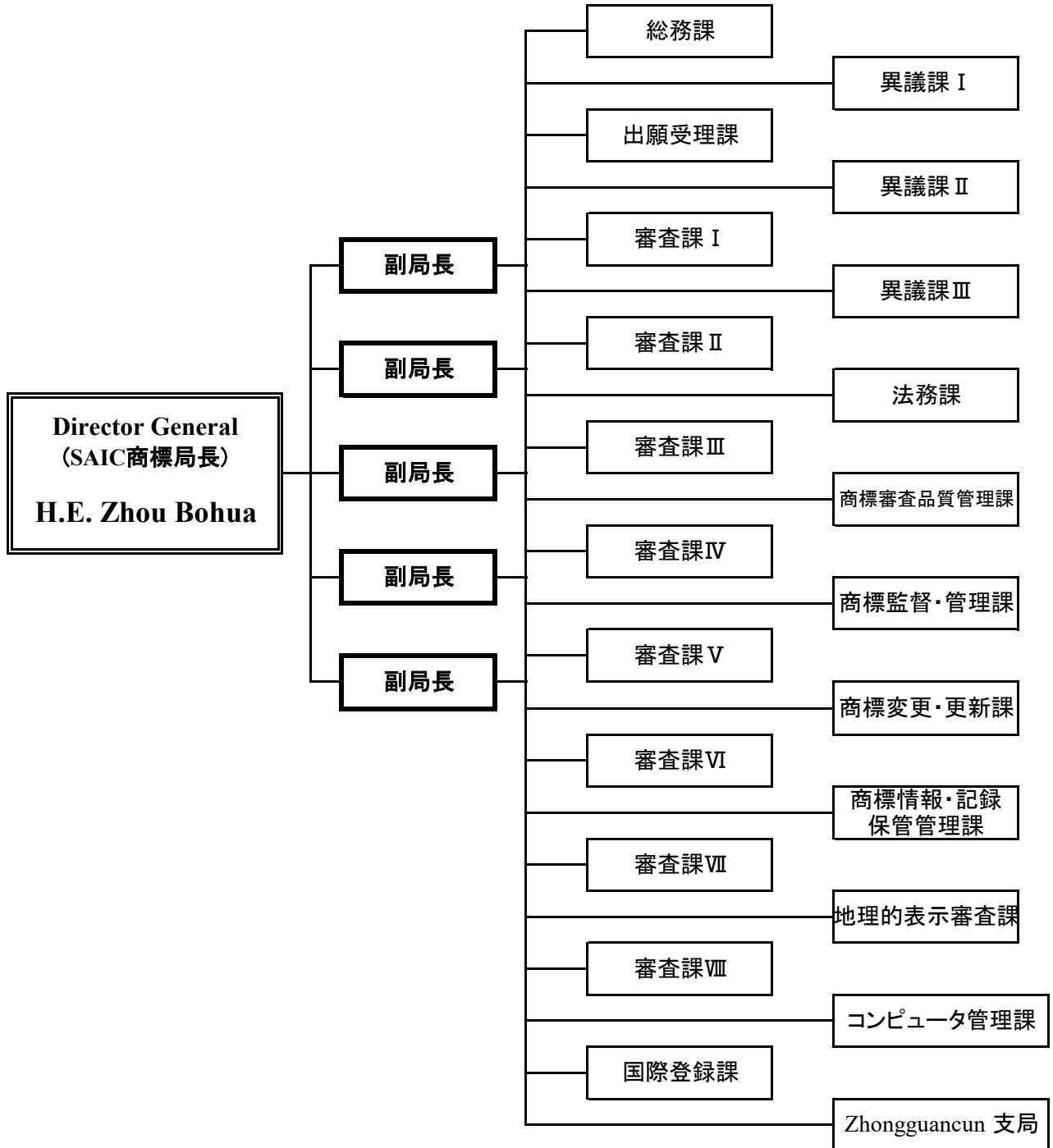
①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和国					
⑩加盟条約	WIPO 1980/6/3	ベルヌ 1992/10/15	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1985/3/19	PLT	レコード保護 1993/4/30	ローマ	
	ロカルノ 1996/9/19	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2007/6/9	WPPT(演奏及びレコード) 2007/6/9	
	ブタペスト 1995/7/1	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン	
	マドリッド(標章) 1989/10/4	マドプロ 1995/12/1	PCT 1994/1/1	ロカルノ	ニース 1994/8/9	
	ストラスブール 1997/6/19	ウィーン	WTO 2001/12/11			
	出願件数					
	2017年 2018年 2019年 2020年					
	商標	全数	22,590	24,530	24,459	22,343
		(内 外国出願)	22,544	24,469	24,414	22,317
(内日本から)		1,608	1,893	1,874	1,786	
登録件数						
2017年 2018年 2019年 2020年						
商標	全数	26,144	26,585	27,559	24,515	
	(内 外国出願)	26,095	26,524	27,504	24,481	
	(内日本から)	1,683	1,898	2,247	1,973	
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名

People's Republic of China (CN)
中華人民共和國

⑫ 組織

<組織図> 中国商標庁はState Administration for Industry and Commerce (SAIC、国家産業及び経済管理部) の下部組織のである。



(出典): SAIC HP

www.saic.gov.cn/sbjEnglish/zzjg1_1/zzjgt/

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和国	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2014年5月1日施行
	③地理的効力の範囲	中華人民共和国内。中国において付与された商標権は、香港特別行政区及びマカオ特別行政区には効力は及ばない。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標。 (商標法第3条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標及び音声。 (商標法第8条)
	⑦出願人資格	商標を使用する者(自然人、法人)。
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第28条、第29条、第31条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。国が指定した代理資格を有する組織。 (商標法第18条)
	⑪出願言語	中国語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第37条、同第38条)
	⑬「グレースピリット」	無。
	⑭不登録対象	<p>1. 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。</p> <p>(1)中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(2)外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。</p> <p>(3)各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。</p> <p>(4)実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。</p> <p>(5)「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p> <p>(6)民族差別扱いの性質を帯びたもの。</p> <p>(7)欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。</p> <p>(8)社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。</p> <p>2. 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(1)その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。</p> <p>(2)商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。</p> <p>(3)その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p> <p>3. 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。</p> <p>4. 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。</p> <p>(商標法第10条、第11条、第12条、第13条)</p>

①国名	People's Republic of China (CN) 中華人民共和國	
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。周知商標として保護されるためには、当該商標が商標局又は商標審査裁定部によって承認されなければならない。当該商標が、周知商標であるか否かは、次の事項が考慮される。 (1) 関連する分野における当該商標に対する公衆の評判 (2) 当該商標を使用した期間 (3) 当該商標のために行われた宣伝の程度及び地理的範囲 (4) 周知商標として当該商標が保護された歴史 (5) 当該商標の評判のその他の要素の利益。 (商標法第14条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。(商標法第22条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たし、登録適格性を有するときは商標公報により公告される(商標法第27条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。公告の日から3月以内に何人も異議申立を行なうことができる。(付与前) (商標法第30条)
	㉓無効審判制度の有無	有。(商標法第41条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。3年。継続して3年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。(商標法第44条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
	㉗譲渡要件	商標権は、事業とは関係なく譲渡することができる。
	㉘費用 単位 CNY (元)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 1,000 CNY(1分類、10の商品・役務まで) 100 CNY(10超の各商品・役務につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 2,000 CNY(1分類)
	㉙料金減免措置の有無	無。